

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

一 風俗営業から除外される設備を設けて客にダンスをさせる営業においてダンスを教授する者に係るダンスの教授に関する講習として、ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる法人が行う講習であつて、国家公安委員会が指定するものを定めることとする。

(第一条関係)

二 ダンスを正規に教授する能力がある者として、一により指定された講習を行う法人が当該講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者を定めることとする。(第一条の二関係)

三 この政令は、公布の日から施行することとする。